吉野町定住促進空き家改修事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、吉野町への定住を促進すると共に、空き家の有効利用を図る為に、吉野町空き家バンクに登録された物件（以下「空き家」という。）を利用する改修工事に係る費用の一部を補助するにあたり、吉野町補助金等交付規則（平成12年吉野町規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　所有者等　空き家バンクに登録された、空き家に係る所有権又はその他の売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。

(2)　利用者　空き家バンクを活用して、売買契約または賃貸借契約の締結により空き家を

使用する者をいう。

(3)　改修　空き家の機能又は性能を維持又は向上させるため、空き家の全部又は一部の修

繕、補修、取替え等を行うことをいう。

(4)　世帯　居住と生計を共にする社会生活上の単位をいう。

（補助対象者）

第３条　この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、空き家改修の対象となる空き家１軒につき、空き家バンクに登録した空き家の所有者等又は利用者のいずれか１名とし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1)　当該補助金申請日の属する年度の前年度において、納付すべき町税等の滞納がない者。

(2)　利用者は、当該空き家に５年以上居住する意思を有し、空き家改修事業補助金の申請

日、または空き家改修完了後速やかに世帯を構成する全員が、当該空き家の所在地に　おいて住民基本台帳に記載される者。

(3)　所有者等は、当該空き家を利用者に５年以上使用させる意思を有すること。

(4)　当該年度内に完成できる者。

(5)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律77号）第２条第２

号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と

密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者でないこと。

(6)　前各項に定める者のほか、町長が特別に認めた者。

（補助対象事業と施工業者）

第４条　空き家改修事業補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、空き家の機能の維持及び向上のための改修で、売買契約または賃貸借契約の締結後１年以内に着工するもので、別表に掲げる工事に要する経費とする。

２　空き家改修の施工業者は、地域活性化を目的に、町内に本店、支店または営業所等を有する法人又は吉野町内に住所を有する個人の施工業者に依頼して行う改修工事とする。

３　空き家改修事業補助金の交付対象になった工事により整備された建物の所有権は、当該空き家の所有者等に帰属するものとし、利用者は権利を主張することが出来ない。

（空き家改修事業補助金の額）

第５条　空き家改修に要した経費の２分の１に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、５０万円を限度とする。

２　空き家改修事業補助金の交付は、同一物件及び同一申請者に対して、１回限りとする。

（空き家改修事業補助金の交付申請）

第６条　補助対象者による申請は、吉野町定住促進空き家改修事業補助金交付申請書（第１号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1)　吉野町定住促進空き家改修事業誓約書（第２号様式）

(2)　利用者が帰属する世帯全員の住民票（従前の住所地及び転入日または転居日（以下「転

入日」という。）が記載されたもの。）

(3)　申請日の属する年度の前年度分の町税等に滞納がないことを証する書類

(4)　空き家を購入または賃貸借を証する契約書及び吉野町空き家バンク登録完了通知書の写し

(5)　所有者等の空き家改修工事承諾書（第３号様式）（利用者が空き家改修工事を行う場

合のみ。）

(6)　改修工事の箇所及び内容の詳細が分かる書類

(7)　改修工事の見積書

(8)　工事施工前の現況写真

２　第３条第２項による、空き家改修完了後当該住宅の所在地において住民基本台帳に記載される者は、吉野町定住促進空き家改修転入誓約書（第４号様式）をもって、前項第２号に規定する住民票に代えることが出来る。

この場合において、第１１条に規定する吉野町定住促進空き家改修事業実績報告書を提出する時点で、当該住宅の所在地において住民基本台帳に記載されていることを必要とし、同実績報告書に前項第２号の規定による書類を添付しなければならない。

（空き家改修事業補助金の交付決定）

第７条　町長は前条の交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、空き家改修事業補助金の交付の可否及び金額を決定し、吉野町定住促進空き家改修事業補助金交付決定（変更）通知書（第５号様式）又は吉野町定住促進空き家改修事業補助金不交付（中止・廃止）決定通知書（第６号様式）により当該申請者に通知するものとする。

２　町長は、前項の空き家改修事業補助金の交付決定をする場合において、補助金交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

（空き家改修事業補助金交付申請書の内容変更の届け出）

第８条　前条に規定する吉野町定住促進空き家改修事業補助金交付決定（変更）通知書により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が第６条第１項の規定による申請の内容の変更をするときは、吉野町定住促進空き家改修事業変更届出書（第７号様式）を町長に提出しなければならない。

２　交付決定者は、その補助事業について中止又は廃止する場合は、吉野町定住促進空き家改修事業中止（廃止）申請書（第８号様式）を町長に提出し、その承認を受けなければな

らない。

３　町長は、第１項の変更等申請内容を審査した結果、すでに決定した助成金の額に変更等が生じたときは、前条の規定を準用し、交付決定者に通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第９条　交付決定者は、空き家改修助成金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（交付決定の取消し）

第１０条　町長は、交付決定者が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当したときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消したうえ、吉野町定住促進空き家改修事業補助金返還命令書(第９号様式)により、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(1)　虚偽の申請又は不正の行為により、空き家改修事業の補助金交付決定を受けたとき。

(2)　交付決定者が利用者である場合において、交付決定者が転入日から５年を経過するこ

となく住所を移動したとき。

(3)　交付決定者が所有者等である場合において、利用者の転入日から５年を経過すること

なく所有者等が利用者による利用を中止したとき。

(4)　交付決定の内容又はこの要綱に違反したとき。

（空き家改修事業実績報告書の提出）

第１１条　交付決定者は補助金に係る空き家改修が完了したときは、吉野町定住促進空き家改修事業実績報告書（第10号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに町長に報告しなければならない。

(1)　空き家改修に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し

(2)　空き家改修後の現場写真

(3)　空き家に入居した世帯全員の住民票（吉野町定住促進空き家改修事業補助金交付申請

書を提出後に転入した場合のみ）

（空き家改修事業補助金交付額の確定）

第１２条　町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、空き家改修補助金の額を確定し、吉野町定住促進空き家改修事業補助金確定通知書（第11号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第１３条　交付決定者は前条の吉野町定住促進空き家改修事業補助金確定通知書を受けたときは、吉野町定住促進空き家改修事業補助金請求書（第12号様式）により補助金の請求をするものとする。

（補助金の交付）

第１４条　町長は、前条の請求書の提出があったときは、速やかに空き家改修事業補助金を交付するものとする。

（他法令との関係）

第１５条　国、県並びに町の規定に基づき交付を受ける住宅改修に係る補助金等の対象経費として含まれていないこと。

（その他）

第１６条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 　則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第４条関係）

空き家改修事業の対象経費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 建築物の維持及び機能向上を目的として行う当該建築物の構造部分及び付帯設備の修繕工事、模様替え工事及び増改築工事とする。（当該工事施工業者が請け負う電気設備及び給排水設備等の工事を含む。） | 工事種別 | 工事内容の範囲 |
| 修　繕 | ・内壁、床及び天井の補修、畳の表替え・外壁の補修及び下地の補修・雨樋、屋根等の修繕・玄関等出入り口の補修・風呂釜、給湯器の修繕または交換・台所、風呂、便所等の改善・離れの改修（母屋と含めて１回） |
| 模様替え | ・内壁、床及び天井の張替え・塗り替え・建具の取り替え・玄関等出入り口の付け替え・間取りの模様替え又は変更 |